

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

集落営農について、全国統一的な基準により集落営農数及び取組状況等を毎年把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画、推進、評価に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の根拠

集落営農実態調査及び集落営農活動実態調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく一般統計調査として実施した。

3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査対象

(1) 集落営農実態調査

全国の市区町村(直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。)とした。(回収率100.0%)

(2) 集落営農活動実態調査

調査は、「集落営農実態調査」(平成21年2月1日現在)で把握した集落営農のうち、水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農の代表者を対象とした。

ア 全国農業地域別に標本数を定め、都道府県別に比例配分し、これから任意系統抽出により抽出を行った。

イ 全国農業地域別の標本数は次のとおりである。

単位：集落営農

全 国	北 海 道	東 北	北 陸	関 東・東 山	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州
2,829	60	424	277	469	257	320	210	115	697

ウ 全国の回収標本数は2,472集落営農であった。(回収率87.4%)

5 調査期日

(1) 集落営農実態調査

平成21年2月1日現在

(2) 集落営農活動実態調査

平成21年3月1日現在

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 調査方法

(1) 集落営農実態調査

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送又は電子情報処理組織（電子

メール) 若しくはファクシミリにより配付・回収する自計調査の方法により行った。

(2) 集落営農活動実態調査

調査は、統計・情報センターから調査対象に対して調査票を郵送により配付・回収する自計調査の方法により行った。

8 集計方法

(1) 集落営農実態調査

各市区町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。

(2) 集落営農活動実態調査

集計対象事項 (X) の農業地域別 (沖縄を除く) の推定値は、次に示す推定式により算出した。

また、全国の推定値は、農業地域別推定値を加算することにより算出した。

[推定式]

$$X = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n X_i$$

X : 当該地域の x の合計の推定値

N : 当該地域の母集団の大きさ

n : 当該地域の集計標本数

x_i : 当該地域の i 番集計標本の X の調査値

9 実績精度

(1) 集落営農実態調査

調査は、全数調査のため、標本誤差はない。

(2) 集落営農活動実態調査

後継者を確保している集落営農数割合の標準誤差は次のとおりである。

単位 : %

全国	北海道	東北	北陸	関東・東山	東海	近畿	中国	四国	九州
0.9	2.7	2.3	2.6	1.3	1.6	2.2	2.8	1.7	1.6

10 統計の表章

統計の編成及び地域区分

(1) 統計表の編成

ア 集落営農実態調査

全国都道府県別及び全国農業地域別の編成とした。

イ 集落営農活動実態調査

全国農業地域別、集落営農活動の目的組み合わせ別、取組作物の組み合わせ別、組織形態及び後継者の有無別、農業生産以外の事業への取組及び経営規模の拡大の有無別の編成とした。

(2) 地域区分

ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

注： 集落営農実態調査においては東京、神奈川の各都県について、集落営農活動実態調査においては東京、神奈川、山梨、大阪、和歌山、高知及び沖縄の各都府県について、調査対象が存在しないため、それぞれの表章範囲には含んでいない。(イの表も同じ。)

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局	所 属 都 道 府 県
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、アの当該全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

(3) 農業地域類型区分

農業地域類型	基準指標
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ・可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上又はDID人口2万人以上の旧市区町村。 ・可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ・耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村。
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村。 ・耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村。
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村。

注：1 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中山間農業地域

2 DID「人口集中地区」とは、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕地面の傾斜でなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

11 用語の説明

(1) 集落営農実態調査

集落営農

「集落」を単位として注1) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意注2) の下に実施される営農をいう。

注1) 「集落を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2)「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

- 1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- 3 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- 6 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととする。

- 1 農業用機械の所有のみを共同で行う取組
農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。
- 2 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組
集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。

継続等区分

本年の調査で把握した集落営農について、前年調査結果との関係を整理したものであり、組織として継続している場合(名称変更のみの組織を含む。)は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新設」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。

なお、一つの集落営農が分割され、それぞれ別の集落営農と合併した場合や、一旦廃止された集落営農の一部の構成員が、既存の別の集落営農に参加するようになったものは、集落営農の範囲の拡大を伴うものであるため「統合」とする。

組織形態

農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に基づき、特例有限会社を含む。
合名会社	会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。
合資会社	会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
非法人	法人格を有しない集落営農組織をいう（任意組織と同義）。
農業生産法人	農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する、農業経営を行うために農地を取得できる法人をいう。
特定農業法人	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する農業生産法人をいう。 農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人をいう。
特定農業団体	農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。 農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること等の要件に該当するものに限る）をいう。
特定農業団体と同様の要件を満たす組織	水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第3の1（2）に特定農業団体と合わせて規定する特定農業団体と同様の要件を満たす組織をいう。具体的には、当該地域において農用地利用改善団体が存在しないため特定農業団体となり得ないが、特定農業団体が水田・畑作経営所得安定対策に加入するための5つの要件を満たす必要がある。
集落営農が関わっている農業集落数	地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。 また、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。

当該集落営農が存在する農業集落内の総農家数	<p>「当該集落営農が存在する農業集落」とは、一つの農業集落内の農家が構成する集落営農は当該農業集落を、複数の農業集落の農家が構成する集落営農の場合は、関係する農業集落をいう。(以下同じ。)</p> <p>一つの農業集落内に複数の集落営農がある場合は、それぞれの集落営農について同数の総農家数とする。</p> <p>集落営農が、複数の農業集落の農家によって構成されている場合(地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は除く。)は、該当する農業集落ごとの総農家数を合計した数とする。</p> <p>また、集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」内の総農家数とする。</p>
認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業者をいう。</p>
集落営農に参加している農家数	<p>「参加している農家数」には、農作業を受託している農家、委託している農家、集落内の営農に係る事項について合意している農家等何らかの形で集落営農に参加している農家をいい、協業経営体に参加している非農家世帯を含む。</p> <p>なお、次に該当するいずれの場合においても、集落営農ごと一括してすべての参加農家数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複数の農業集落の農家によって構成されている場合。 2 地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合。 3 集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合。
農用地利用改善団体	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し市町村の認定を受けた団体をいう。</p> <p>集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業(農用地利用改善事業)を実施するものをいう。</p>
当該集落営農が存在する農業集落内の総耕地面積	<p>一つの農業集落内に複数の集落営農がある場合は、それぞれの集落営農について同数の総耕地面積とする。</p> <p>集落営農が、複数の農業集落の農家によって構成されている場合(地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合を除く。)は、該当する集落ごとの総耕地面積を合計した面積とする。</p> <p>また、集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」内の総耕地面積とする。</p>
現況集積面積 経営耕地面積	<p>集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。</p> <p>なお、経営受託している耕地は借地とみなして含むが、農作業受託を行っていない</p>

	る耕地は含まない。
農作業受託面積	集落営農が農作業受託した面積をいい、部分作業受託を行った場合を含めた実面積とする。
目標集積面積	定款・規約又は集落営農の合意により今後の規模拡大の目標とする面積をいう。現況集積面積が既に目標集積面積に達している場合は、現況集積面積と同じ面積とする。
一括管理・運営	集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営（農業生産過程における全部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を実施）している集落営農をいう。 なお、農業生産過程のうち、防除等の一部作業を構成農家が個別に行う場合であっても、そのことに関する合意がされているものや、収支の一括管理までを行っていないものを含む。
集落営農の活動内容	
農産物の生産・販売等活動	農産物の生産、加工及び販売活動をいう。
農産物の生産・販売等以外の活動	防除・収穫等を含めた農作業受託、作付地の団地化など集落内の土地利用調整、農家の出役による共同の農作業（農業機械を利用した農作業以外）又は機械の共同所有・共同利用をいう。
主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が定める基本構想において定めている農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
収支の一元経理の状況	一元経理とは、集落営農組織として収支を一括管理していることをいう。
農業機械の利用・管理に係る収支	耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
オペレーターなどの賃金等に係る収支	オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。

資材の購入に係る収支	農業用資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
生産物の出荷・販売に係る収支	生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
農業共済に係る収支	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済掛金及び共済金についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）への加入状況	調査期日時点で水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）に「加入している」、「加入していない」に区分し、「加入していない」場合で今後加入する意向がある場合は「今後加入する予定がある」とする。

(2) 集落営農活動実態調査

オペレーター	集落営農の構成員のうち、機械のオペレーターとして従事している人をいう。単に免許を持っていて機械操縦ができる人であっても実際のオペレーションを行っていない人は含めない。
出資額	集落営農の運営のために、構成員から徴収したものをいう。
農作業の体制	水稲・陸稲の生産過程別、及び麦類、大豆、雑穀・いも類・豆類（大豆を除く。）、野菜・果樹、工芸作物の生産に係る作業の体制についてみたものである。
組織として行う	水稲・陸稲の生産過程又は各作物の生産に係る作業の大半を集落営農として行っている場合をいう。なお、組織として、組織外に農作業の大半を委託している場合は、「その他」とする。
構成農家が個別に行う	水稲・陸稲の生産過程又は各作物の生産に係る作業の大半を集落営農の構成員が個別に行っている場合をいう。
その他	組織外の農家や組織に作業の大半を委託している場合をいう。
経理実務の体制	経理実務とは、出納簿の記帳、財務諸表の作成、税務申告書類の作成等とし、これらの事務処理の方法についてみたものである。
総収入	集落営農活動の成果である農産物の販売収入、農作業受託料金収入及び農業生産以外の活動による収入に、各種交付金、補助金の受取額等を加えた集落営農の総収入をいう。

農産物販売収入	集落営農に参加している個々の農家の農産物の販売収入ではなく、集落営農として販売した農産物の販売収入（肥料代、農薬代などの諸経費を差引く前の売上金額）をいう。
農作業受託料金収入	集落営農が農作業を受託したことによって得た収入（諸経費や人件費を差引く前の金額）をいう。
構成員に支払った10a当たり平均額	集落営農が集落営農の構成員に対し過去1年間に支払った、地代、労賃、配当金等の合計金額について、集積面積10アール当たりの平均額についてみたものである。
財務諸表の整備状況	
財務諸表	貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、収支計算書（キャッシュ・フロー計算書(C/F)）、株主資本等変動計算書（S/S）、附属明細表など、企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財政状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類をいう。
貸借対照表	バランスシート(Balance sheet・略称B/S)とも呼ばれる。企業のある一時点における資産、負債及び資本の状態を表すために複式簿記と呼ばれる手法により損益計算書などと同時に作成され、その企業の株主や債権者などに経営状態に関する情報を提供するものをいう。
損益計算書	企業のある一定期間における収益と費用の状態を表すために複式簿記と呼ばれる手法により貸借対照表などと同時に作成され、その企業の株主や債権者などに経営状態に関する情報を提供するものをいう。日本では Profit and Loss Statementの頭文字をとってP/L と略称されることが多い。
収支計算書	一会計期間における資金（現金及び現金同等物）の増減、つまり収入と支出を営業活動、投資活動、財務活動等に区分して表示する財務諸表をいう。キャッシュ・フロー計算書(C/F)、資金計算書ともいう。
納税の申告方法	
構成員が個々に申告	集落営農活動により得た所得について、集落営農の構成員が個々に申告書類を作成している場合（申告は、集落営農が構成員分を取りまとめて行う場合を含む。）をいう。
組織として申告	集落営農が組織としての申告書類を一元的に作成している場合をいう。

集落営農の変化の状況	<p>集落営農の総収入、生産費用及び労働時間について、過去1年間とその前の1年間（又は、直近の決算期の終了月前1年間とその前の1年間）とを比べた変化の状況についてみたものである。</p> <p>なお、設立後間もないため、前年との比較ができない場合は、「設立間もないため比較できない」とする。</p>
生産費用 (農業生産活動に要した費用合計)	<p>農畜産物を生産・販売するために要した費用（肥料費、農業薬剤費、光熱動力費等）、減価償却費及び労務費の合計をいう。</p>
農業生産以外の取組状況	<p>集落営農が農業生産に関連する事業として現在取り組んでいる活動及び現在は取り組んでいないが、今後取り組む予定の活動についてみたものである。</p>
農産物の加工	<p>集落営農が販売を目的として生産した農産物を、その使用割合の多少に関わらず用いて加工することをいう。</p>
農家レストラン	<p>集落営農が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、使用割合の多少に関わらず生産した農産物等を用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいう。</p>
消費者等への直接販売	<p>集落営農が生産した農産物やその加工品等を直接店や消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や消費者と販売契約して直送しているものをいう。</p> <p>また、沿道等で直接販売した場合（無人販売、道の駅を含む。）も該当する。</p>
都市住民との交流	<p>集落営農で農産物のオーナー制度や、都市住民と農業体験等を通じて交流を行うことをいう。</p>
その他	<p>上記以外で農業生産に関連した事業を行うことをいう。</p>
収益向上に向けた取組状況	<p>集落営農として、収益向上のために現在取り組んでいる活動及び現在は取り組んでいないが、今後取り組む予定の活動についてみたものである。</p>
経営規模（農作業受託面積を含む）の拡大	<p>集落営農として、収益向上のために、経営規模（経営耕地面積及び農作業受託面積）の拡大に取り組む場合または取り組む予定がある場合をいう。</p>
農業用機械の共同利用化・大型化	<p>集落営農として、収益向上のために、農業用機械の共同利用化（組織として農業用機械を所有し共同利用）または大型化（組織として従前より大型の農業用機械を所有し使用）に取り組む場合または取り組む予定がある場合をいう。</p>

法人化に向けた 取組状況	任意組織である集落営農について、法人化に向けて現在取り組んでいる活動及び現在は取り組んでいないが、今後取り組む予定の活動についてみたものである。
集落営農の後継 者の有無	集落営農活動を今後（おおむね5年）、存続・維持していくための後継者（オペレーター等の労働力）が確保されているかを、また、確保されていない場合は、確保先の対象として考えられるものについてみたものである。

12 統計表の表示について

- (1) 表中に使用した符号は、次のとおりである。
 - 「－」：事実のないもの
 - 「0.0」：単位に満たないもの（例0.04→0.0）
- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため計と内訳が一致しないものがある。

13 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業担い手統計班

代 表：03-3502-8111（内線3666）

直 通：03-6744-2247